

葉山国際カンツリー倶楽部利用約款

第 1 条 (約款の適用)

葉山国際カンツリー倶楽部（以下「当ゴルフ場」という。）の施設を利用される方は、会員、非会員を問わず、クラブの会則、規定などによるほか本約款の定めに従ってご利用頂きます。

第 2 条 (休場日、開閉場時間)

当ゴルフ場の休場日と開閉場時間は別に定めるところによります。但し、天災、天候又はゴルフ場の都合等のやむを得ない事情により臨時的に休場したり、又は開閉場時間を変更したりすることがあります。

第 3 条 (施設利用の申込)

当ゴルフ場の施設を利用しようとする方は、別に定める規定により申込みをし当ゴルフ場の承認を得なければなりません。

第 4 条 (施設利用契約の成立、利用料の支払)

- 1 当ゴルフ場の施設を利用しようとする方は、当日フロントにおいて、所定の名簿又は用紙に署名をして下さい。この署名により、当ゴルフ場と署名者の間に施設利用契約が成立したものといたします。尚、予約をしないで来場した会員については、当ゴルフ場がスタート時刻の指定または施設利用の承認した時を施設利用契約が成立したものといたします。但し、第 5 条の各号に該当する方は、施設の利用をお断りいたします。
- 2 施設利用が終了し退場する前に、所定の利用料を定められた方法によってお支払い願います。

第 5 条 (施設利用の拒絶)

下記の各号に該当する方は、施設の利用をお断りいたします。

- 1 暴力団対策法による指定暴力団その他これに類する暴力団の構成員。
- 2 暴力的言動、賭博、その他公序良俗に反する行為をする恐れのある方。
- 3 当ゴルフ場が禁止する服装又はゴルフ靴を着用し当ゴルフ場の指示に従わない方。
- 4 他の利用者に迷惑をかけ又は不快感を与える恐れがあると当ゴルフ場が判断した方。
- 5 その他の理由により施設を利用することが好ましくないと当ゴルフ場が判断した方。

第 6 条 (施設利用継続の拒絶)

下記の各号に該当する方は、施設利用の継続をお断りいたします。当ゴルフ場から利用継続拒絶の通知を受けた方は、プレー途中であっても直ちにプレーを中止し、速やかに当ゴルフ場から退去して頂きます。この場合でも所定の利用料金の全額を退去前にお支払い頂きます。

- 1 施設の利用開始後に、第 5 条に該当することが判明した方。
- 2 ゴルフ技術が著しく低く又はプレーが極端に遅い等の理由により他の利用者に迷惑がかけると当ゴルフ場が判断した方。
- 3 その他の理由により施設利用を継続することが好ましくないと当ゴルフ場が判断した方。

第 7 条 (掲示等による告示の遵守)

利用者は、場内掲示又は口頭による告示を遵守して頂きます。

第 8 条 (ゴルフ場内への持込み禁止品)

当ゴルフ場内へ下記のものを持込むこととお断りいたします。

- 1 動物のペット類。
- 2 銃砲刀剣類。
- 3 悪臭を放つもの。
- 4 発火、爆発の恐れがあるもの。
- 5 騒音を発するもの。
- 6 他人に迷惑・危険を及ぼし又は不快感を与える恐れがあるもの。

第 9 条 (ゴルフ場内での禁止行為)

当ゴルフ場内で下記の行為はお断りいたします。

- 1 賭博その他風紀を乱す行為。
- 2 物品販売、広告宣伝等の行為。
- 3 利用者以外のコース内立入り (特に許可する場合を除く)
- 4 他人に迷惑・危険を及ぼし又は不快感を与える行為。

第 10 条 (金銭、高価品、携帯品、自動車等の保管責任)

- 1 金銭その他高価品は、当ゴルフ場備え付けの貴重品ロッカー又はフロントにお預け下さい。
- 2 フロントにお預けの貴重品以外の貴重品ロッカー格納物、着替用ロッカー格納物、携帯品、場所を提供しているだけの駐車場の自動車の盗難、紛失、損傷等の事故については、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

第 11 条 (エチケット・マナーの遵守)

クラブハウス、コース及び付帯施設内では、他人に迷惑をかけたり不快感を与えないようエチケット・マナーを遵守して下さい。

第 12 条 (プレーにおける危険防止)

ゴルフは時により大変危険を伴うことがありますので、キャディーのアドバイス如何にかかわらず、次の事項に留意してすべて自己の責任でプレーをして下さい。

- 1 ティーグラウンドには、打者以外の方は入らないで下さい。
- 2 素振りをする時は指定場所内で、周囲に十分気を付けて慎重に行ってください。
- 3 同伴者は打者の前に絶対に出ないで下さい。
- 4 自己の飛距離、飛行方向を適切に判断し、先行組や隣接ホールに打ち込まないよう慎重に打球して下さい。
- 5 ショートホールやパスの際に後続組に打球させる時は、安全な場所に退避して下さい。
- 6 ホールアウト後は速やかにグリーンを去り、後続組の打球に対して安全な場所を通り、次へ進んで下さい。

第 13 条 (スロープカーの使用)

コース内に設置してある、スロープカーをご利用の際は、運行注意事項を守り利用して下さい。特に手、足を外側に出さないで下さい。又始動、停止の際は前後の組にご配慮下さい。

第 14 条 (雷鳴があった場合の避難)

雷鳴があった場合には、直ちにプレー又は練習を中止し、避難所等安全と思われる場所に避難して下さい。

第 15 条 (人身事故等の場合の応急処置)

万一人身事故等が起きた場合は、直ちにプレーを中止し、当ゴルフ場側に連絡して下さい。

第 16 条 (用具の確認)

利用者がプレーを終了又は中止した場合は、クラブ等の用具を点検し、間違いが無いか確認して下さい。確認後の用具の不足、瑕疵並びにセルフプレーされた場合の用具の不足、瑕疵等については当ゴルフ場は責任を負いません。

第 17 条 (宅急便の取扱い)

宅急便荷物の破損又内容物の過不足等については当ゴルフ場は責任を負いません。利用者がクラブ以外の物を宅急便で送られる場合は、予め連絡して下さい。

第 18 条 (火気使用の禁止)

ゴルフ場内での火気使用又は所定場所以外での喫煙は禁止いたします。

第 19 条 (違背の場合の責任)

利用者が、本契約に違背して第三者に傷害等の事故を発生させた場合、又は自分が傷害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切の損害賠償等の責任を負いません。

第 20 条 (施設に損害を与えた場合の弁償)

利用者が、故意又は過失により当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額を弁償して頂きます。

第 21 条 (乗用カートの使用)

- 1 乗用カートの使用は、自動車の運転免許を有する方に限ります。
- 2 運転者は、別に定める「乗用カート利用約款」を厳守して下さい。
- 3 乗用カートに故障又はそのおそれのある場合は、直ちに係員に申し出て下さい。

附 則

本約款は、平成 6 年 7 月 1 日から実施します。

改正 平成 10 年 4 月 1 日